公　告　第　21　号
令和８年１１月９日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊長　橋野　真一

公　　告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件　　名　　中央監視装置保守点検
(2)　規　　格　　仕様書のとおり
(3)　納　　期　　令和９年３月３１日
(4)　履 行　場 所　　陸上自衛隊与那国駐屯地

２　競争参加する者に必要な資格等に関する事項
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和０７・０８・０９年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「Ｄ」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

３　適用する契約条項及び契約条項を示す場所
陸上自衛隊与那国駐屯地第４４２会計隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
（https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/）

４　競争執行の場所及び日時
第４４２会計隊　入札室
令和８年１１月１９日（木）９時３０分

５　保証金
(1)　入札保証金：免　除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
(2)　契約保証金：免　除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

６　落札決定方式
総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

７　契約書作成の要否
落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

８　入札の無効
(1)　本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
(2)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

９　その他
(1)　入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
(2)　郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、ＦＡＸ等による入札は認めない。
また、郵便による入札は、入札日前日の１２時までに必着するように郵送すること。なお、郵送後郵送したことを電話にて連絡する。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、当該郵便の表面に入札件名を記入すること。（例：○○ほか○件入札書在中　等）
(3)　入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
(4)　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としないことがある。
(5)　公告掲示場所
第４４２会計隊（与那国）
の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
（https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/）
(6)　仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
(7)　携行品：印鑑、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（委任を受けた方のみ）
(8)　入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒９０７－１８０１
沖縄県八重山郡与那国町与那国３７６５－１
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊　担当：山本
ＴＥＬ　０９８０－８７－３７７１（内線３４７）
ＦＡＸ　０９８０－８７－３７７９（直通）
(9)　品名・規格に関する問い合わせ先
与那国駐屯地業務隊管理科営繕班　　太田事務官：内線（３１８）

令和8年11月9日

業者各位

陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊　担当：山本

市場価格調査のご協力のお願いについて

お世話になっております。

下記契約案件について、入札（見積）に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件　　名：　中央監視装置保守点検

市場価格調査提出日：　令和8年11月13日

市場価格調査提出要領：　FAX又はメールにより回答
FAX　0980－87－3779（直通）
メール yonaguni-442fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

連絡事項：上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。
回答については別紙の「市場価格調査書」の単価及び金額欄に市場価格を記載するとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。
なお、記載する単価等は納地（履行場所）に応じた送料等も加味したものとし、消費税等相当額については含まない（税抜）金額での記載をお願いします。

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、
下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他：　本依頼及び入札（見積）についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒907－1801
沖縄県八重山郡与那国町与那国3765－1
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊　担当：山本
TEL　0980－87－3771（内線347）
FAX　0980－87－3779（直通）

中 央 監 視 装 置 保 守 点 検

件　名	中央監視装置保守点検		図面番号	1/6
図　名	表　　紙		縮尺	－
業務隊長	管理科長	電気係長	工事企画	管財係
電子決済による	電子決済による	電子決済による	電子決済による	電子決済による
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊			令和8年10月30日	

仕　　様　　書

1　件　名
中央監視装置保守点検

2　場　所
沖縄県八重山郡与那国町与那国３７６５－１　陸上自衛隊与那国駐屯地

3　概　要
本役務は、駐屯地中央監監視装置保守点検を実施するものである。

4　一般事項
(1)　協　議
ア　本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・建築保全業務共通仕様書（最新版）による。
イ　本役務の実施に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
ウ　その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
(2)　現場管理
ア　本役務において、入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従うこと。
イ　本役務は請負業者の責任において実施するものとし、点検に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
ウ　点検に際し、受注者は点検内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
エ　点検中、異常があった際は、速やかに監督官へ報告すること。
オ　点検現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すとともに、受注者の責任において管理すること。
(3)　工程表
受注者は、点検に先立ち、監督官と協議の上、工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち点検するものとする。
(4)　写　真
受注者は、点検の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、点検前・点検中・点検完了後及び監督官の指示箇所とする。また、写真は、点検完了後速やかにＡ４判アルバムに整理のうえ１部提出すること。
(5)　電気・水の使用
自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用できないものとする。ただし、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
(6)　発生材
金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積し整理する。また、金属屑以外の物については、受注者処分としマニフェストＥ票(写)を提出する。

5　提出書類
(1)　点検結果報告書　　２部（点検完了後速やかに）
(2)　写真台帳　　２部（点検完了後速やかに）
(3)　その他、指示された書類　　２部（その都度）

6　特記事項

(1)　点検対象機器及び点検基準は別紙によるものとする。

(2)　消耗品及び油脂類等の交換及び補充は、本作業に含まれるものとする。

(3)　点検結果により不具合事項を発見し、修理等が必要な場合は点検結果報告書に記載の上、修理見積書を提出するものとする。

(4)　本役務は、製造メーカーの指定する方法及び試験・測定器具を用いて実施し、試験結果等の分析を製造所の指定する器具・資料等を用いて行う事とする。

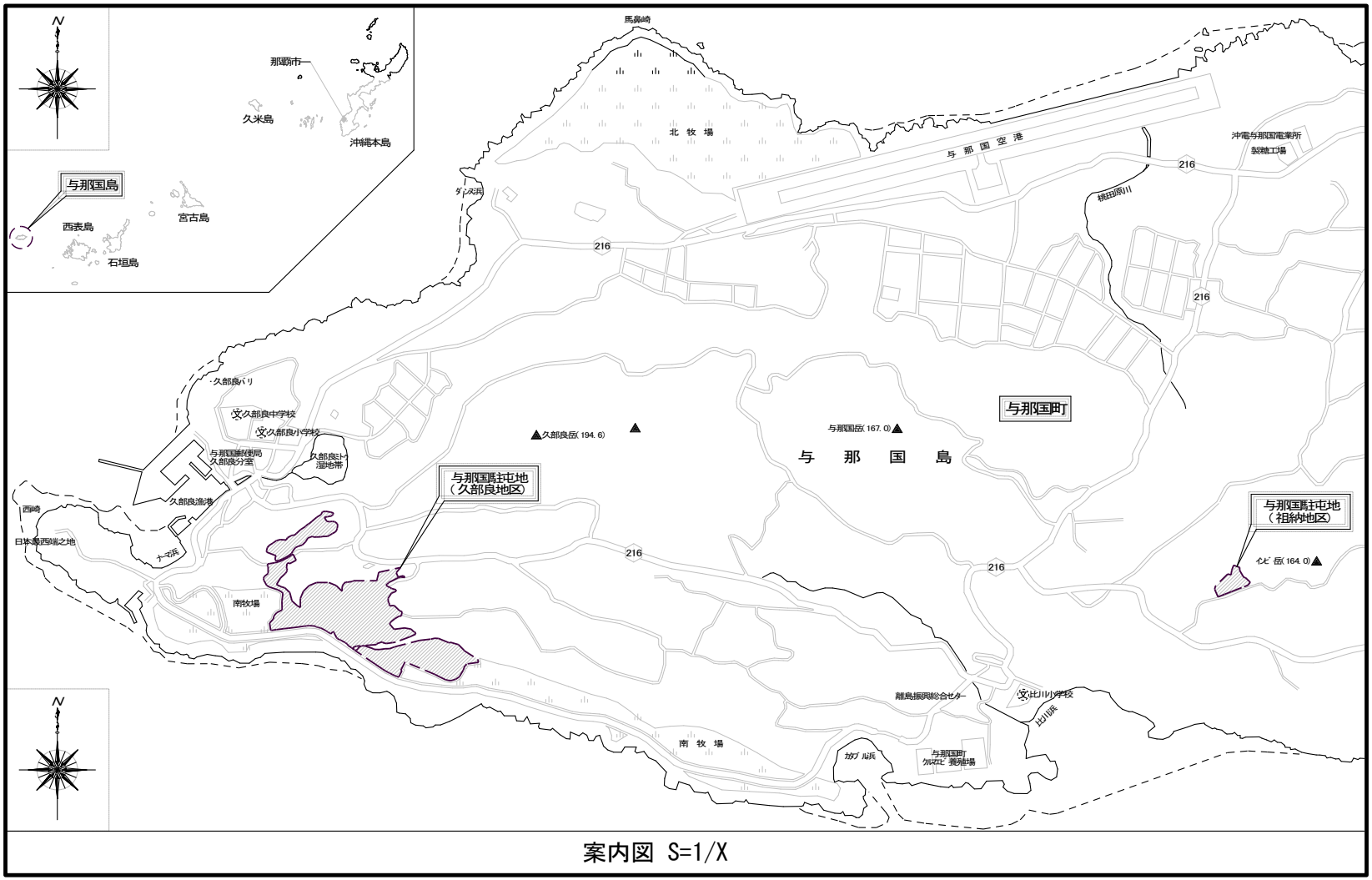
7　交換部品：下表のとおりとする。

建物名	リモート ステーション名	機　材　名	型　式	数量
訓練施設	RS盤RS-13	バッテリーモジュール	UPS-BAT	1
		スイッチングハブ	EDS-510E-3GTXSF	1
		メディアコンバータ	IMC-21-S-SC	1
		S2U用メモリバッテリ	BTM12	1
祖納監視施設	RS盤RS-15	バッテリーモジュール	UPS-BAT	1
		スイッチングハブ	EDS-510E-3GTXSF	1
		メディアコンバータ	IMC-21-S-SC	1
		S2U用メモリバッテリ	BTM12	2

点検基準

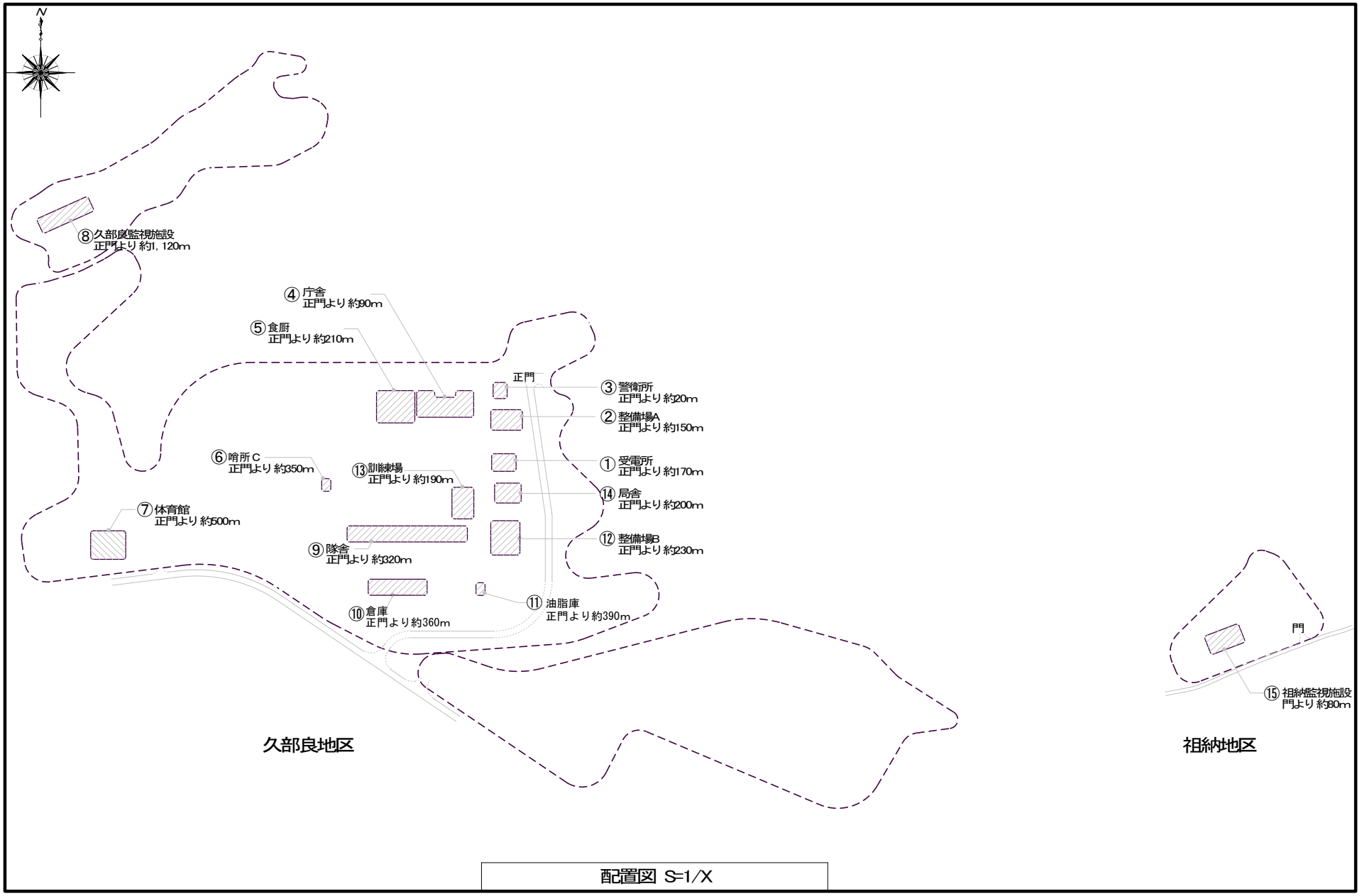
点検機器類：中央監視装置

点検項目	点　検　内　容
システム総合	各部清掃 コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無 外観上の傷、破損、腐食の有無 システムの動作試験 グラフィック画面の状態、故障表示の確認 データ一覧画面の瞬時値、積算値の確認 メッセージリスト画面の内容表示の確認 帳票表示、データ変更の確認 入力電圧測定 印字機能確認 キーボード・マウス機能確認
監視装置 通信制御盤	各部清掃 コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無 外観上の傷、破損、腐食の有無 冷却ファンの動作確認 各機能検査（診断プログラムにて確認） 伝送機能の確認 データ一の移行
監視装置 ＣＰＵ	各部清掃 コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無 外観上の傷、破損、腐食の有無 冷却ファンの動作確認 各機能検査（診断プログラムにて確認） 伝送機能の確認 データ一の移行
ＵＰＳ	各部清掃 コネクタ、プラグインの緩み、過熱損傷の有無 外観上の傷、破損、腐食の有無 電圧確認 入力電圧測定
端末器（各建物）	動作確認 端子部の増し締め 本体清掃



案内図 S=1/X

件　名	中央監視装置保守点検	図面番号	5/6
図　名	案内図	縮尺	ー
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊		令和8年10月30日	



配置図 S=1/X

件　名	中央監視装置保守点検	図面番号	6/6
図　名	配置図	縮尺	—
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊		令和8年10月30日	